

## 在沖米海兵隊員による強制わいせつ事件に対する意見書・抗議決議

去る1月31日午前5時頃、在沖米海兵隊員が本市の中心市街地で女性を駐車場に連れ込み、わいせつな行為をしたとして、強制わいせつ容疑で逮捕・送検される事件がまたもや発生し、市民・県民に強い衝撃と大きな不安を与えている。

安心して中心市街地も歩くことができない、今回の米兵による許しがたい蛮行は、女性の尊厳と人権を蹂躪し、市民の平穏な生活を脅かすものであり、女性をはじめ、市民と県民からは、激しい怒りと憤りが噴出している。

また、被疑者は、深夜から午前5時までの飲酒などを制限するリバティー制度や、基地外での公務時間外活動を制限する新型コロナウイルス感染症防止対策に違反していた可能性が高く、米軍の同制度の実効性に疑念が生じている。

沖縄は、戦後76年を経たいまもなお、全国の米軍専用施設面積の約70.6パーセントが集中し、県民は基地から派生する事件・事故・環境汚染等により、筆舌に尽くしがたい犠牲と過重な負担を強いられている。

今回の米兵による強制わいせつ事件発生と戦後の沖縄の歴史は、日米政府が再発防止策や綱紀粛正をいくら強調しても、米軍基地がある限り、米兵がいる限り、事件や事故が繰り返されることを示すものとなっている。

よって、本市議会は、市民と県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の米兵による蛮行・強制わいせつ事件に関し、満身の怒りをこめて、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して、下記事項の徹底、実現を強く求める。

### 記

- 1 加害者に対する厳正な処罰と被害者への完全補償と心のケアを行うこと。
- 2 日米両政府は、米軍人・軍属等による事件・事故の根絶及び再発防止のための実効ある抜本的な対策を早急に講じ、その内容を県民に公表すること。
- 3 平成29年(2017年)4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム(CWT)」を速やかに開催すること。
- 4 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進し、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年(2021年)2月25日

那覇市議会

意見書 あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長及び北方対策)

抗議決議あて先：米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、  
在日米軍沖縄地域調整官、在沖米海兵隊太平洋基地司令官、在沖米国総領事

## 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書・抗議決議

沖縄では、慶良間諸島、国頭村辺戸岬、本島東海岸沿岸など民間地域上空で米空軍第353特殊作戦群所属MC130J特殊作戦機による傍若無人な低空飛行訓練が繰り返されている。

航空機の低空飛行訓練は、危険性が増し重大事故となりかねないだけに、住民の不安と懸念が高まっている。

沖縄県は、軍転協において提供施設・区域外で訓練を実施しないことを、また、全国知事会は、2018年、2020年に、「米軍基地負担に関する提言」の決議を行い、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることを政府に要請している。

然るに、「訓練は安保のため重要だ」との政府の見解は、民間地域での低空訓練の中止を求める沖縄県と知事会、県民の声を無視するもので到底容認できるものではない。

よって、本市議会は、市民・県民の生命と財産を守る立場から、繰り返される米軍機の傍若無人な低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練を即時中止し、飛行訓練経路等を事前に関係自治体住民に通知すること。
- 2 日米合同委員会合意に規定された日本の航空法における最低高度基準を遵守すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法などの国内法令を原則として米軍にも適用させること。
- 4 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年(2021年)2月25日

那覇市議会

意見書 あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

抗議決議あて先：米国大統領、米国国防長官、米国国務長官、駐日米国大使、在日米軍司令官、  
在日米軍沖縄地域調整官、第353特殊作戦群司令官、在沖米国総領事